

別記

令和7年度ボイラー運転管理及び施設設備管理等業務内容明細書

1 勤務形態等

(1) 勤務時間

勤務時間は次のとおりとする。

① 5月～10月(夏季時間)

(早番) 5時 ～ 13時 45分

(日勤) 8時 30分 ～ 17時 15分

(遅番) 12時 ～ 20時 45分

② 11月～4月(冬季時間)

(日勤) 8時 30分 ～ 17時 15分

(準夜) 16時 30分 ～ 1時 15分

(深夜) 0時 30分 ～ 9時 15分

(2) 勤務の割り振り

① 乙は、前月末までに翌月分の勤務割振表を作成し、甲の承認を得ること。

② 上記の時間帯には、必ず従事者が1名は勤務していること。

2 日常点検

日常点検の主な内容は、次のとおりとする。

(1) 熱源機器設備

① 計器等による確認

② 埃の付着、汚れ、水漏れ等の確認及び清掃

③ その他関連設備の正常状態維持のための業務

(2) 電気設備

① 照明器具の点灯状況の確認及び劣化部品の交換

② その他関連設備の正常状態維持のための業務

(3) 空調、衛生設備

① 使用水道量の確認

② 水道栓等簡易な器具の修理及び交換

③ 空調フィルター類の状況確認及び清掃、交換

④ その他関連設備の正常状態維持のための業務

(4) エレベーター設備

① 地震等で停止した際の復旧

② エレベーター内照明の点灯状況確認及び交換

(5) 防災設備

① 誘導灯の点灯状況の確認及び交換

② 防火扉作動時の障害物の有無の確認

(6) 特殊設備

① 医療ガス設備、LPガス設備の点検

(7) 構内の適切な環境の整備及び保持

① 降雪時の構内主要場所の除雪

② その他構内の適切な環境の保持のための業務

(8) その他

(1)から(7)においては、甲及び各関連業者と連携し適切な管理を行うものとする。

3 異常発生時の対応

(1) 乙は、事故、故障又は異常を発見し、若しくは連絡を受けた場合は、速やかに甲に報告し、指示を受けるものとする。

(2) 乙は、甲の指示に基づき必要に応じて関係業者に対応を依頼し、故障若しくは異常状態から復帰したときは直ちに甲へ報告するものとする。

4 非常時の対応

(1) 乙は、病院が組織する自衛消防隊に所属し、病院の実施する防火・災害訓練に参加するものとする。

(2) 乙は、火災、地震等が発生するなどの非常時には、自衛消防隊員として甲の指揮下に入り、その対策に常時するものとする。

(3) 緊急手術等のためボイラー設備の運転/管理を行う必要がある場合は、その業務に従事するものとする。